

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 理事長 山口 益弘

令和の時代に

理事長 山口 益弘

明けましておめでとうございます。

今年1年が皆様にとりまして、健やかで充実した年となりまよう、祈念申し上げます。

また、現在も尚、災害後の生活に苦勞されている皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和の時代を迎え、改めて思いますことは、地球温暖化対策の遅れに顕著なごとく、我々大人の不作為がこの地球での生物の生存を益々困難にしているという事実についてであります。

私達大人には、我々1人1人の責任を自覚し、1人が出来ることを今からすぐ実践する、という覚悟が求められています。

これは、1人1人の感性の問題です。

ところで、私どもの消費生活においても、しばしば感性が試される場面に直面します。そうです、令和の時代は我々大人の感性が試される時代なのです。

「ボーッと生きて」はいただけません。感性が試されるこの時代に、私どもリンクの活動が、少しでも皆様のお役に立てることができれば幸せに思います。

今年1年倍旧のご支援ご鞭撻をいただきますよう、お願い申し上げます。年始めのご挨拶と致します。

ありがとうございました。



学習会開催のお知らせ

日時	2020年3月10日(火) 午前10時～12時
内容	「オンラインショッピングで気を付けること」(仮題)
講師	一般社団法人 EC ネットワーク理事 原田由里さん
場所	栃木県弁護士会館4階 宇都宮市明保野町1-6 電話 028-689-9000

とちぎ消費者リンクが適格消費者団体の認定を受けたことに伴い、令和元年10月17日、服部有事務局長と私とで野木町消費生活センターと小山市消費生活センターを訪問してきました。

まず、野木町消費生活センターでは、高濱相談員と井岡相談員のお二人とお話しさせていただきました。服部事務局長から適格消費者団体創設の経緯及びとちぎ消費者リンクの適格消費者団体認定の経緯等について説明し、美容医療広告チラシの改善の申し入れやインターネットによるサプリメントの販売に係る会員利用規約の改善の申し入れといったこれまでの活動実績について説明しました。また、定期的に学習会等を開催しスキルアップを図っていること、定期的に連絡協議会を開催して他団体と情報交換共有を行っていることについても説明しました。両相談員とも熱心に聞いていただき、特に野木町消費生活センターでは家のリフォーム修繕トラブルや架空請求等の相談が多数あることから、今後とちぎ消費者リンクと連携を図っていききたいとのことでした。

その後、小山市消費生活センターに移動し、

小山市の阿部主事、丸笠相談員、谷口相談員とお話しさせていただきました。野木町同様、服部事務局長から適格消費者団体創設の経緯及びとちぎ消費者リンクの適格消費者団体認定の経緯等について説明し、これまでの活動実績について説明しました。また、学習会等の開催や定期的に連絡協議会の開催についても説明しました。御三方とも熱心に聞いていただき、特に小山市消費生活センターでは家のリフォーム修繕、情報商材、健康食品に関するトラブルが多数あることから、とちぎ消費者リンクへの相談の流れについて改めて質問があり、約款に少しでも疑問があればとちぎ消費者リンクへ情報提供するようにし、連携を図っていききたいとのことでした。

折しも台風19号による被災直後のお忙しい中、小山市、野木町消費生活センターの方々には快くご対応いただき、誠にありがとうございました。今後日程調整でき次第、県内の他の消費生活センターにもご訪問させていただく予定ですので、よろしく願いいたします。

令和元年11月1日、服部有先生と一緒に、消費者リンクが適格消費者団体に認定されたことのご報告を兼ねて、足利市消費生活センターと、佐野市消費生活センターを訪問してまいりました。

これまで、消費者リンクでは、スポーツクラブの規約や、ファンクラブの規約などについて改善申し入れを行い、意見を取り入れてもらってきました。

このように、規約が改善できた例などの他にも、学習塾の解約金や、美容外科のチラシなど、消費者に身近な問題に関する申し入れを行っていることの説明を行い、熱心にお話を聞いていただきました。

相談員さんからは、具体的な情報提供の寄せ方についてご質問をいただいたり、悪質な消費者被害が相次いでおり、何とか救済する方法がないか、などのご質問をいただいたりしました。

訪問をした感想として、規約やチラシの改善申し入れの他にも、私たち消費者リンクとして、悪質な被害事例を適切に吸い上げ、集団訴訟に持ち込むための努力も必要であると感じました。特に、現在、消費者の方からの相談というのは、まだまだ数が少ないと思います。県内の消費者が、気軽に、簡単に情報提供できるよう、私たちも工夫が必要だと感じました。

最後になりますが、ご対応いただいた職員の方々、ありがとうございました。

検討委員会申入れ活動

事業者	経過等
株式会社栃木ユナイテッド (スポーツサポーターズクラブ)	<ul style="list-style-type: none">・2019年9月30日に「申入書」を送付。・2019年11月26日に回答書を受理。・受理した回答書の内容について検討中。
株式会社ローソン (コンビニエンスストア)	<ul style="list-style-type: none">・2019年9月30日に「申入書」を送付。・2019年10月25日に回答書を受理・受理した回答書の内容について検討中
Coconut Crusher (啓発セミナー)	<ul style="list-style-type: none">・2019年9月30日に「申入書」を送付。・2019年10月31日に回答書(改定利用規約)を受理。・受理した回答書(改定利用規約)の内容について検討中。

消費者被害相談事例⑥ 買い取られた貴金属を取り戻したい

相談事例

「不用品を買い取るが何かないか」という電話があり、翌日自宅に業者が訪ねてきました。

業者の男性に用意したものを見せたところ、「アクセサリなどの貴金属はないのか」と聞かれました。しつこく聞かれたため仕方なく、金のネックレス等数点を見せました。すると「それを売ってほしい」と言われ、断り切れなくなり売却しました。しかし、業者が帰ってから大切なものを売ってしまったのではないかと後悔の気持ちが強くなりました。取り戻すことはできますか。

回答

消費者の自宅を購入業者が訪問し、商品を買取することを「訪問購入」と呼びます。「訪問購入」については、消費者を保護するためのルールや制度が法律で定められています。この法律を特定商取引法と言います。特定商取引法で定められた契約書面を受け取った日から8日間は無条件で契約を解除することができます。

クーリング・オフ期間中は、購入業者に商品を引き渡すことを拒むことができます。また、購入業者が第三者に商品を引き渡す際は、売り主にその旨を通知する義務があります。

ただし、クーリング・オフができない商品(四輪自動車、家具、大型家電、書籍、CD等、有価証券)や取引形態があるので注意しましょう。クーリング・オフ期間が過ぎていても、特定商取引法で定められた契約書面が渡されていない場合等、クーリング・オフができるケースもあります。

トラブルに遭わないために

- ・貴金属等事前に取り取りを承諾していない商品の売却を求められた場合は、きっぱり断りましょう。
- ・購入業者から受け取った書面をしっかりと確認しましょう。
- ・購入業者には古物商の許可が必要です。業者が訪問して取引をする場合には「古物商許可証」の携帯義務がありますので、提示を求めましょう。

適格消費者団体めぐり⑨ 京都消費者契約ネットワーク

団体プロフィール

特定非営利活動法人

京都消費者ネットワーク
(KCCN)

所在地

〒604-0847

京都府中京区烏丸二条下る

秋野々町 529 番地

ヒロセビル4階

組織概要 (2019年6月7日現在)

団体正会員 3団体

個人正会員 106名

主な活動の紹介

(ホームページより抜粋)

1. 沿革

2007.12.25 適格消費者団体に認定

2011.5.20 消費者支援功労者表彰「ベスト消費者サポーター賞」
受賞

2019.5.28 消費者支援功労者表彰「内閣総理大臣表彰」受賞

2. 申入れ活動

2019.8.22 ロータシア製薬株式会社の「マヌカジンセン」の広告表示
(お試し価格表示)について差止請求書を送付。回答はありましたが、不十分な回答でした。

2019.9.13 京都地方裁判所に差止請求訴訟を提起。

3. 提訴に至る経緯

これまでもお試し価格に関する不当表示の差止請求を行ってきました。しかし、その後も消費者を誤認させる同種の表示による消費者被害はとどまらず、そのような表示に対する行政処分の執行も機能しているとは言えない状況にある。そこで、適格消費者団体として、事案を検討の上、とりわけ不当性が高いと考えられた本件について差止請求を行うに至った。

理事会・委員会等日程

1/16 (木) 第6回検討委員会

1/21 (火) とちぎ消費者ネットワーク

2/14 (金) 第6回理事会

3/10 (火) 学習会「オンラインショッピング
で気を付けること」(仮題)

情報提供のお願い

商品を購入した時の契約・勧誘・広告表示に関して「おかしいな」「納得いかない」ということはありませんか？是非、情報をお寄せください。弁護士が対応いたします。また、ホームページでも受け付けています。ただし、お寄せいただいた事案の経過等についてはお知らせできませんので、ご了承ください。

事務局より

とちぎ消費者リンクは、会員の皆さまからお預かりしています会費により運営されているNPO法人です。被害者の未然防止・拡大防止の活動をさらに充実させるため、一人でも多くの皆さまからのご支援・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

加入お申込み・お問い合わせ

適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 事務局

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

E-mail: cont@tochigilink.org URL: <http://www.tochigilink.org> TEL/ FAX 028-678-8000

商品事故・契約トラブルにあった時は、消費者ホットライン 188 (いやや!) にお電話を！
電話番号 (188) 3桁を押してください。お近くの地方自治体の消費生活相談窓口をご案内します。